



ゆり

税理士法人 越智会計事務所

越智会計二ユース

編集 発行人
代表社員・税理士
越智通秀

松山本社 〒790-0003
松山市三番町4-8-5
(第7越智会計ビル)
TEL 089 (946) 2000代
今治支店 〒794-0043
今治市南宝来町1-4-13
(第8越智会計ビル)
TEL 0898 (32) 2243代
東京支店 〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-21-6
TEL 03 (3470) 0493代

7月

(文月) JULY

20日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

ワンポイント「環境性能割」の廃止

自動車税・軽自動車税の「環境性能割」は、自動車の取得時に燃費性能などに応じて課税される仕組みでしたが、米国の関税措置が国内の自動車産業に及ぼす影響を緩和することや、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化する観点から、今年3月末をもって廃止されました。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出、納付（全期・第1期分） 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

新制度も追加！

設備投資に関する税制

令和8年度税制改正で、「特定生産性向上設備等投資促進税制」が創設されました。設備投資に関する優遇措置には、「中小企業投資促進税制」や「中小企業経営強化税制」など複数の制度がありますので、それぞれの特徴をみていきます。

I 特定生産性向上設備等投資促進税制

(1) 制度の概要

この制度は、「強い経済」を実現するため、企業が大胆な設備投資を行い、新たな付加価値の創出と生産性向上によって賃上げにつなげるために創設されました。

具体的には、産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書の提出する法人が、一定の資産の取得等をし、国内にあるその法人の事業の用（貸付用を除く）に供した場合には、事業供用した日を含む事業年度において特

別償却または税額控除のいずれかを選択することができます。

(2) 適用対象資産

この制度の対象となる資産は「特定機械装置等」です。

産業競争力強化法の改正法では、投資利益率15%以上、投資規模35億円（中小企業者等は5億円）以上などの要件を満たす設備等を「特定生産性向上設備等」と定義しています。

「特定機械装置等」は、生産等設備を構成する一定の規模以上の機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に経済

産業大臣の確認を受けた「特定生産性向上設備等」をいいます。

(3) 優遇措置

特別償却は、特定機械装置等について普通償却限度額との合計で、その取得価額までの特別償却（即時償却）をすることができます。

税額控除は、建物と建物附属設備及び構築物についてはその取得価額の4%、それ以外の特定機械装置等についてはその取得価額の7%を、法人税から控除することができます。税額控除は当期の法人税額の20%が上限となり、控除限度超過額については3年間の繰越しができます。

II 中小企業投資促進税制

(1) 制度の概要

この制度は、中小企業の設備投資を支援するための制度で、令和9年3月31日まで適用されます。制度の対象者は青色申告書を提出する中小企業者などで、期間内に新品の機械装置などの取得や製作をして、国内にある指定事業の用に供した場合

に、事業供用した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除のいずれかを選択することができます。

中小企業者とは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で一定のものと、資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が100人以下の法人で一定のものをいいます。ただし、3年間の所得金額の平均額が15億円を超える法人など、適用除外となる事業者があります。

(2) 適用対象資産

この制度の対象となる資産は次頁表のとおりです。機械装置については、コインランドリー業のうち主要な事業以外のもの、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものは除かれます。

(3) 優遇措置

特別償却は、基準取得価額の30%相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額です。基準取得価額は、船舶については、その取得価額に75%を乗じた金額、その他の資産については取得価額をいいます。



税額控除は、基準取得価額の7%を法人税から控除することができます。ただし、当期の法人税額の20%が上限となり、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。

Ⅲ 中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要

この制度は、経営力向上を図る中小企業の設備投資を後押しするために、平成29年度税制改正で創設された制度です。

制度の対象者は、青色申告書を提出する中小企業者等のうち、中小企業等経営強化法の認定（特定認定）を受けた者です。令和9年3月31日までに特定認定に係る特定経営力向上計画に記載された新品の特定経営力向

上設備等の取得や製作などをして、国内にある指定事業の用に供した場合に、事業供用した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除のいずれかを選択することができます。

(2) 適用対象資産

この制度の対象となる資産は下表のとおりです。ただし、コインランドリー業のうち主要な事業以外のもので、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものと、暗号資産マイニングの用に供するものは除かれます。

(3) 優遇措置

特別償却は、取得価額から普通償却限度額相当額を控除した金額を限度に償却をすることができます（即時償却）。ただし、一定の資産については、取得価額に一定の計算をして求めた基準取得価額が採られます。

税額控除は、取得価額（または基準取得価額）の7%または10%を法人税から控除することができます。ただし、当期の法人税額の20%が上限となり、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。

表 設備投資に関する税制のまとめ

名称	対象	対象資産	措置内容※5	税額控除の繰越	備考
Ⅰ 特定生産性向上設備等投資促進税制	全法人	機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上 工具・器具備品：それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上 ^(※1) 建物：一の取得価額が1,000万円以上 建物附属設備・構築物：それぞれ一の取得価額が120万円以上 ^(※2) ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上	即時償却 7%又は4% 税額控除	3年間	産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち投資計画に記載された設備で一定額以上のもの
Ⅱ 中小企業投資促進税制 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)	中小企業者等	機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上 測定工具・検査工具：1台又は1基の取得価額が120万円以上 ^(※3) ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上 ^(※4) 車両運搬具・船舶：一定のもの	30%特別償却 ^(※6) 7%税額控除 ^(※7)	1年間	
Ⅲ 中小企業経営強化税制 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)	中小企業者等	機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上 工具・器具備品：それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上 ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上 建物附属設備：一の取得価額が60万円以上 建物・その附属設備：一の取得価額が1,000万円以上	即時償却 7%又は10% 税額控除 15%又は25% 特別償却 1%又は2% 税額控除	1年間	中小企業等経営強化法における特定経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等

- ※1 それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む
 ※2 建物附属設備は、一の取得価額が60万円以上、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む
 ※3 1台又は1基の取得価額が40万円以上、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む
 ※4 その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のものを含む
 ※5 税額控除は、法人税額の20%相当額が上限
 ※6 船舶は取得価額に75%を乗じた金額
 ※7 個人事業主と資本金3,000万円以下の中小企業等が対象

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例

内国法人が「関連者」との間で「特定取引」を行った場合、注文書や契約書、見積書などの書類に、その取引に関する資産または役務の提供の明細、対価の額の計算の明細といった、その取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載や記録がないときは、その内容を明らかにする書類を取得または作成して、保存をする必要があります。これを、「企業グループ間の取引に係る書類保存の特例」といい、令和8年度税制改正で創設されました。

ここで関連者とは、持株関係や実質的支配関係、またはそれらが連鎖する関係をいいます。持株関係は、いわゆる「親子関係」として二の法人のいずれか一方が他方の法人の発行済株式等の50%以上の株式等を直接または間接に保有する関係や、いわゆる「兄弟関係」として二の法人が同一の者

によってそれぞれその発行済株式等の50%以上の株式等を直接または間接に保有される関係をいいます。実質的支配関係は、他方の法人の役員の2分の1以上または代表権を有する社員が一方の法人の役員や使用人を兼務しているなどのように、二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針を実質的に決定できる関係をいいます。

対象となる特定取引は、①特許権や商標権、工業所有権、著作権、プログラムの著作物などの譲渡または貸付けと、②研究開発や広告宣伝、システムの使用料、経営指導や情報提供などのような役務の提供が対象になります。

この制度が創設されたのは、企業グループ間の取引については、恣意的な支払額の調整が行われやすく、法人の経費の支払額が適正なものであるかの確認が十分にできないことが背景にあるようです。書類の保存が適切に行われていない場合は、青色申告の承認の取消事由等になります。

毎月ほぼ同量購入する 収入印紙

消耗品やこれに準ずる棚卸資産の取得に要した費用の額は、その棚卸資産を消費した日の属する事業年度の損金の額に算入するのが原則です。しかし、法人が事務用消耗品や作業用消耗品、包装資材などの棚卸資産で、各事業年度におおむね一定数量を取得し、かつ経常的に消費するものは、取得に要した費用の

額を継続してその取得をした日の属する事業年度に経費として計上している場合は、損金の額に算入することができます。ただし、収入印紙はこの取扱いが認められません。収入印紙は印紙税の納付や国が行う事務の手数料の支払いなどの際に用いられるもので、一種の証券であり棚卸資産には該当しないものと考えられます。そのため、期末に未使用分を貯蔵品として資産計上する必要があります。

税務の豆知識

配当の支払いと源泉所得税

会社が利益剰余金を処分するために、配当等を支払うことがあります。配当等を支払う際には、一定の場合を除き、次の区分の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する必要があります。

- ① 上場株式等の配当の場合
源泉徴収税率は15.315%
(支払いを受ける者が居住者の場合は他に住民税5%)
- ② 上場株式等以外の配当の場合
源泉徴収税率は20.42%

源泉徴収した税金は、配当等の支払いをした日の翌月10日までに納付をします。なお、配当等の支払いが確定した日から1年を経過した日までに支払いがない場合は、1年を経過した日に支払いがあったものとして源泉徴収を行うことになっています。